

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定によって、
次の者の軽油引取税の特約業者の指定を取り消した旨、西部県税事務所長から報告があった。

平成二十三年一月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

（名 氏 名 ） 称	主たる事務所又は 事業所の所在地	取 消 年 月 日
繁村油脂産業株式会社	広島市佐伯区藤垂園一番二二号	平成二十二年二月一日